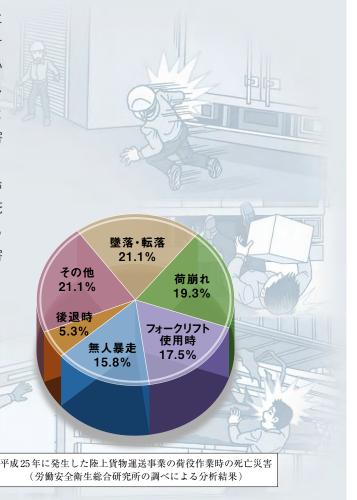
陸上貨物運送事業における

重大な労働災害 を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる 災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向に ありますが、陸上貨物運送事業におけ る労働災害は引き続き多く発生してい ます。従業員が安全に、そして安心し て仕事を行うためには、運送事業者と 荷主企業が協力し、徹底して労働災害 防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業にお ける労働災害について、平成25年に死 亡災害に至った実際の事例を紹介する とともに、災害パターン別の労働災害 防止対策について紹介していきます。





厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



トラック·荷台等からの 墜落・転落による 21

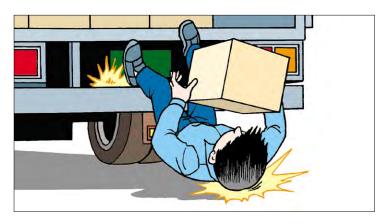
死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが 「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、 67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、 もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事┃例

足を滑らせてリアバンパーから転落(死亡災害)



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事|例

テールゲートリフターから転落(死亡災害)



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました(転落高110cm)。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

対川策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう





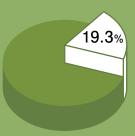
わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡 災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業で あっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。 また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を 実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業者で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など 高所で作業を行う場合は、安全帯を着用する か、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



トラック・荷台等での

荷崩れによる 死亡災害



「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、 「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が 不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、 積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

事|例

1

固定ベルトを外した途端に 多くの角材が落下(死亡災害)

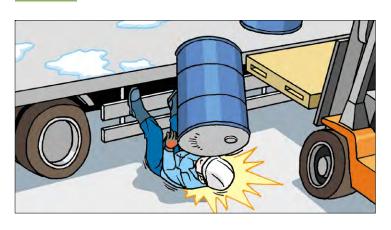


被災者は、トラック(ウイング車)の 積荷である角材180本の束の積み付け 状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、 点検のためベルトを緩めたところ、角材 の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きに なりました。なお、同被災者は保護帽を 着用していませんでした。

事例

▮ ドラム缶とともに転落。

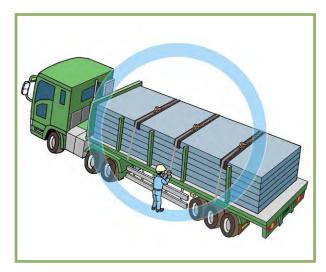
ドラム缶が被災者に直撃(死亡災害)

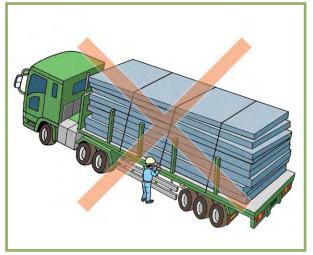


被災者は、積載されているドラム 缶を、トレーラーコンテナの奥から フォークリフトのあるトラック荷台 側面に移動させる作業をしていまし たが、コンテナから地面へドラム缶と ともに転落し、ドラム缶が被災者に直 撃しました。なお、コンテナ内部の底 面には雪が残っており、非常に滑りや すい状態でした。

対Ⅱ策

積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)







荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょう。

また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・菌縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- → 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、 板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりやすい荒い運転(急制動、急発進、 急旋回など)をしないようにしましょう



参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・ 固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供:公益社団法人全日本トラック協会



フォークリフト 使用時における 死亡災害



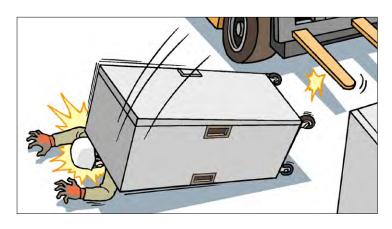
フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター(運転手)による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、

またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事|例

4

フォークリフトアップ(上昇)時の安全不確認により被災者がコールドロールボックスパレットの下敷きに(死亡災害)

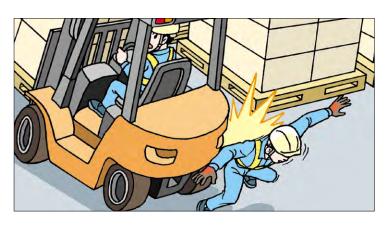


オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

事例

2

歩行者立入禁止エリアにいた被災者が フォークリフトと接触(死亡災害)



コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

対川策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひ と こ と アドバイス 禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- ●周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- ●フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- ●フォークリフトの操作に慣れていない場合は、 一定期間は指導者の指導の下で作業を行うよう にしましょう

周囲の作業者の注意事項

- ●自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- ●接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう

- 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施 しましょう



トラックの 無人暴走による 死亡災害

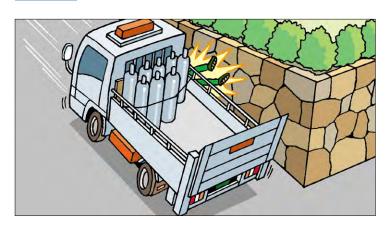


トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態(パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど)で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。



IVA

坂道で動き出した無人トラックを 止めようとして轢かれる(死亡災害)



被災者(ドライバー)は、傾斜のある道路(7~9度)に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていましたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例

2

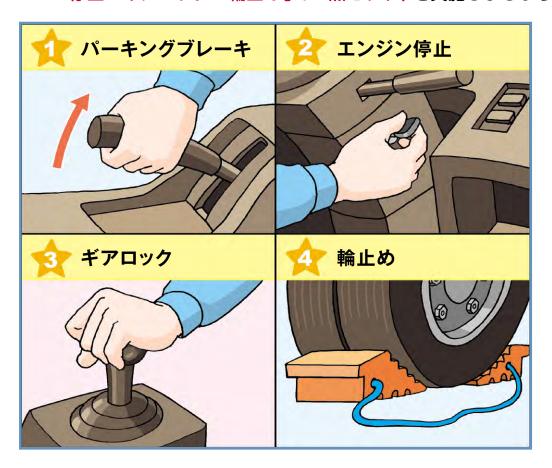
積雪路面で無人トラックが動き出し 住宅ガレージの支柱に挟まれる(死亡災害)



積雪し、傾斜のある道路(約10度)に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者(ドライバー)がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンが停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

対川策

降車時には必ず逸走防止措置(「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット)を実施しましょう



ひ と こ と アドバイス 逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を発しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道(わずかな傾斜も含む)では 原則として、停車させないようにしましょう



トラック後退時 における 死亡災害



トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者が トラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音(ブザー)の音量を下げていた、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった――等が挙げられます。

事|例

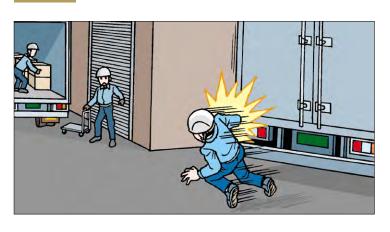
トラックの後退誘導時に トラックと電柱に挟まれる(死亡災害)



被災者(運転手助手)は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例

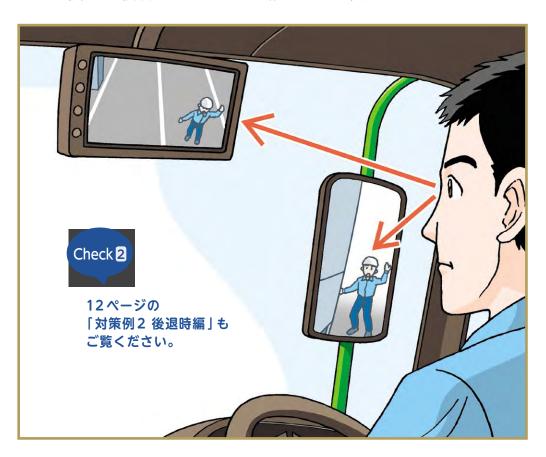
トラックの荷役作業指示中に 後退してきた別のトラックに接触(死亡災害)



被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方で、薄暗い状態でした。

対 || 策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは 後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



ひ と こ と アドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

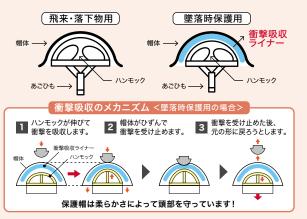
- トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転 手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行 い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断 しないようにしましょう
- トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう

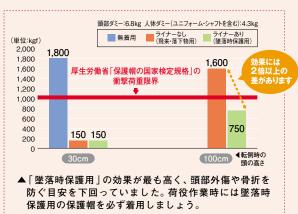


保護帽の効果を知ってください!

保護帽(ヘルメット)とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。





■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。 協力:一般社団法人日本ヘルメット工業会(JHMA)http://japan-helmet.com、株式会社谷沢製作所

Check 2

対策例2

後退時編

福岡市の夜間ゴミ収集での後方確認の工夫

夜間のゴミ収集では暗い場所での安全確保に加えて近隣への騒音配慮が不可欠です。福岡市の委託業者ではパッカー車の後部に2つの集音マイクを装着して、車両後退時の「オーライ」等の掛け声が運転席に伝わりやすいシステムを使っています。このシステムが使われるようになって10年くらい経つそうですが、もはや安全対策には欠かせないそうです。市販のバックモニターにも集音マイク付のものがありますので、トラックの後方確認ツールとしての活用が期待されます。



後方の状況を確認しながら 作業者が発声する



左右2か所の集音マイクが 掛け声をひろう



運転席のドライバーに 確実に聞こえる

協力:福岡市環境局収集管理課、株式会社かわなべ

- ●厚生労働省 ▶ http://www.mhlw.go.jp/
- ●独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 ▶ http://www.jniosh.johas.go.jp/

【陸運事業者用】

荷役作業5大災害防止対策チェックリスト

チェック欄記入方法 ○:実施している △:一部実施している ×:実施していない

		テェック 懐記八万法 しこ 美心して	いる <u>口</u> .	一部実施している ×:実施していない
災害の 種類	チェック項目		チェック (〇、 ム、×の 記入)	改善方針 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期 等を具体的に明記してください)
	保護帽の	最大積載量が5トン以上の貨物自動車の		
	着用	荷役作業においては必ず保護帽を着用させ		
共		ていますか。		
通		上記以外の場合の荷役作業においても保		
事		護帽の着用させていますか。		
項	耐滑性の	雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場		
	ある靴の	合には、耐滑性のある靴(Fマーク)を使		
	着用	用させていますか。		
	作業計画	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作		
	の作成等	業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者		
		を配置していますか。		
	作業床等	荷台の上での作業については、できるだ		
	の使用	けあおりに取り付ける簡易作業床や移動式		
		プラットホーム等を使用するなどし、荷台		
		のあおりに乗っての作業を避けさせていま		
m.v.		すか。		
墜 落	昇降設備	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量		
•	の使用	が5 t 以上の貨物自動車の荷台への昇降は		
転		、昇降設備を使用させていますか。		
落 災		最大積載量が5 t 未満の貨物自動車の荷		
害		台への昇降についても、できる限り昇降設		
		備(踏み台等の簡易なものでもよい。)を使		
		用させていますか。		
	荷や荷台	荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台		
	上での作	端付近で背を荷台外側に向けないようにし		
	業	、後ずさりさせないようにしていますか。		
		不安定な荷の上ではできる限り移動させな		
		いようにしていますか(一度地面に降りて		
		移動すること。)。		

	安全帯の	安全帯を取り付ける設備がある場合は、
	使用	安全帯を使用させていますか。
	作業計画	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作
	の作成等	業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者
		を配置していますか。
	適切な荷	積付け時、積みおろし担当者が安全な積
	付けの実	みおろしができるよう配慮した積付けを行
	施	い、適切な固定・固縛を行わせていますか。
	走行中の	荷崩れに繋がりやすい荒い運転(急制動、
荷	荷への配	急発進、急旋回等)をさせないようにしてい
崩	慮	ますか。トラックの走行途中で積荷の固定・
れ		固縛方法を点検させていますか。
	荷下ろし	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷
	時の配慮	台のあおりやウイングを動かす場合、荷室
		扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危
		険がないことを確認した後に行わせていま
		すか。
	研修の実	荷の固定・固縛方法に係る研修を実施し
	施	ていますか。
	作業計画	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作
	の作成等	業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者
		を配置していますか。
	適切な資	フォークリフトの運転は、最大荷重に合
	格者によ	った資格を有している労働者に行わせてい
フ	る運転	ますか。
オ		フォークリフトの操作に慣れていない場
		合は、一定期間は指導者の指導の下で作業
クリ		を行わせていますか。
フ	用途外使	フォークリフトの用途外使用(人の昇降
-	用の禁止	等)、運転席からの身の乗り出し等の危険な
使		行為をさせないようにしていますか。
用	安全な運	停止、急旋回を行わせないこと。バック走
時	転	行時には、後方(進行方向)確認を徹底させ
		ていますか。
	走行場所	自社の施設内にあっては、フォークリフ
	の区分	トの走行場所と歩行通路を区分しています
		וי.

無	作業手順	トラックの停車、ドライバーの降車、トラ
	の作成	ック内での待機について、作業手順を定め
		ていますか。
	逸走防止	降車時には必ず逸走防止措置 (①パーキ
	措置の実	ングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロ
	施	ック→④輪止めの4点セット)を実施させ
人		ていますか。
暴	逸走時の	万一、貨物自動車が動き出したときは、止
走	措置	めようとしたり、運転席に乗り込もうとす
		ることは厳禁とし、周囲への警告を発せさ
		せるようにしていますか。
	降雪·凍結	降雪・凍結した坂道(わずかな傾斜も含
	時の配慮	む)では、原則として停車させないようにし
		ていますか。
	確実な後	トラックの後方の状況が十分確認できな
	方確認の	い場合は、トラックを後退させないように
	実施	していますか。
	後退誘導	後退誘導担当者がいる場合、誘導担当者
۲	による後	が目視できる状態で後退を行い、声や笛な
ラ	退時の配	どの音声のみで後退の可否を判断させない
ッ	慮	ようにしていますか。
ク	後退警告	原則として、後退警告音の音量は下げな
後	音	いようにしていますか。やむを得ず下げる
退吐		場合は、バックモニター等その他の安全対
時		策を併用させるようにしていますか。
	誘導員の	自社の施設内にあっては、誘導員を配置
	配置	し、トラックを安全に誘導させていますか。
	走行場所	自社の施設内にあっては、トラックの走
	の区分	行場所と歩行通路を区分していますか。

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf

【荷主、配送先、元請事業者等用】

荷役作業5大災害防止対策チェックリスト

チェック欄記入方法 ○: 実施している △: 一部実施している ×: 実施していない

		/ エソク 懶 LL 八刀 伝 ○ . 美加 		ー部実施している ×:実施していない 「
災害の種類		チェック項目	チェック (○、△、×の 記入)	改善方針 (問題点とそれに対する改善方針、実施 時期等を具体的に明記してください)
共 通 事 項	保護帽の着用	荷役作業を行っている陸運事業者の 労働者が保護帽を着用していない場合、 着用を呼びかけていますか(事前に陸運 事業者との間で取り決め等をしておく ことが望まれる)。		
墜落・転落災害	安に業き設の置安	荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム(移動式のものを含む。)、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備(親綱、フック等)を設置していますか。 荷主等が用意したパレットについて、		
荷 崩 れ	女なレト提供	開生等が用息したパレットについて、 崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破 損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している 場合は交換していますか。		
フォークリフト使用時	適な格にる転切資者よ運	陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		

	1		
	構内	荷主等の管理する施設において、構内	
	使 用	におけるフォークリフト使用のルール	
	ルー	(制限速度、安全通路等) を定め、労働	
フ	ルの	者の見やすい場所に掲示していますか。	
才	作成•		
1	掲示		
ク	安 全	荷主等の管理する施設において、構内	
リー	設備	制限速度の掲示、通路の死角部分へのミ	
フト	の設	ラー設置等を行うとともに、フォークリ	
使	置等	フトの運転者にこれらを周知していま	
用		すか。	
時	走 行	荷主等の管理する施設において、フォ	
	場所	ークリフトの走行場所と歩行通路を区	
	の区	分していますか。	
	分		
	降雪·	荷主等の管理する施設において、トラ	
無	凍結	ック停車場所に傾斜があり、降雪・凍結	
人暴	時の	等によりトラックの滑走のおそれがあ	
走	配慮	る場合は、停車場所を変更するか、除雪	
<i>,</i>		を行うようにしていますか。	
	誘導	荷主等の管理する施設において、誘導	
1	員の	員を配置し、トラックを安全に誘導する	
ラ	配置	ようにしていますか。	
ツ			
ク 後	走 行	荷主等の管理する施設において、トラ	
退	場所	ックの走行場所と歩行通路を区分して	
時	の区	いますか。	
	分		
	·	- > 11.49 1/ 1/15 1/ 1/ 2 - 25 1/ 1/ - 25 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/	<u> </u>

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に荷主、配送先、元請事業者等が陸運事業者に協力実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf



【厚生労働省ホームページより】

☆ 陸上貨物運送事業における荷役災害防止対策について http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123265.html

☆ 職場の安全サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/





独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

【労働安全衛生総合研究所ホームページより】

☆ 陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項 〜重大な災害事例に学ぶ災害防止ポイント〜

https://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_02.html

☆ ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール

https://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2015_02.html





陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)

Land Transportation Safety & Health Association

【陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)ホームページより】

☆ 荷役災害防止対策ページ

http://www.rikusai.or.jp/public/niyaku/niyaku_201306.html

☆ 荷役災害防止設備等の事例集

http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/H26_niyaku_jireisyu.pdf

☆パンフレット・リーフレットページ

http://www.rikusai.or.jp/public/leaflet/pamphlet_leaflet.htm



本パンフレットは、厚生労働省から公表されている「陸上貨物運送事業における 重大な労働災害を防ぐために」パンフレット)」、「荷役5大災害防止対策チェ ックリスト(陸運事業者用)及び「荷役5大災害防止対策チェックリスト(荷 主、配送先、元請事業者等用)」を一つに取りまとめたものを、陸上貨物運送事 業労働災害防止協会が印刷したものです。